

令和 3年 1月

日本家族看護学会  
会員 各位

## 日本家族看護学会の「一般社団法人化検討」に関するお知らせ

日本家族看護学会 理事長 上別府圭子  
将来構想委員会 委員長 井上 玲子

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本学会活動に多大なご貢献を賜り、誠にありがとうございます。

さて、学会の一般社団法人化に向けた検討を開始することについて、昨年9月の総会でご承認いただきましたが、現在、将来構想委員会を中心に本格的な検討をすすめております。それを受け、会員の皆様へあらためて法人化への意義、法人化後の運営等について、御説明させていただきます。ご質問、お問合せなどございましたら、事務局・将来構想委員会宛て ([maf-jarfn@mynavi.jp](mailto:maf-jarfn@mynavi.jp)) に、3月31日(水)までにご連絡下さい。

敬具

### 1. 法人化に至る背景

日本家族看護学会は、1994年に発足してから今年で設立27年目になります。学会の法人化は、重要な課題として長く理事会で検討されてきましたが、移行することにより会員へのメリット、デメリットなど、慎重に議論を進めていたため、明確にご提示できませんでした。

しかし2008年、法人制度の改革が行われたことをきっかけに、以下の表に示すように任意団体から一般社団法人に移行する学会が徐々に増加してきました。

学会名	会員数	法人化	設立
一般社団法人日本看護研究学会	6400	2009年	1975年
一般社団法人日本がん看護学会	2500	2013年	1987年
一般社団法人日本老年看護学会	2200	2016年	1995年
一般社団法人日本小児看護学会	2041	2013年	1991年
<b>日本家族看護学会</b>	<b>1612</b>	<b>未</b>	<b>1994年</b>
一般社団法人日本在宅ケア学会	1109	2016年	1996年
日本新生児看護学会	800	未	1998年
日本看護歴史学会	330	未	1987年

2020年3月現在 各団体ホームページより

## 2. 日本家族看護学会が一般社団法人化を目指す意義

法人と任意団体の相違点は、「法人」は法律上「人」とみなされる存在で、「人」と同様主体として財産をもち、契約を結び、それに基づく権利義務を明確にすることができます。そのため次の3点が大きな利点といえます。

一つ目は、本学会運営費を管理する銀行口座の名義を法人名で開設できます。つまり、任意団体のように理事長が変わるたびに、名義変更の必要がありません。

二つ目は、公益性です。ガバナンスに関する事項が法律で規制されているため、社会的な信用が得やすくなります。そうなれば事業の専門性、非営利性、有償性をアピールしやすくなると同時に、「定款」に則った事業運営・組織運営を行うことで組織のルールや役割が明確になり、分業体制をつくることができます。そのため、三つめの社会信用を得ることができ、政策提言などにつながるすることができます。

しかしその反面、これまで以上に会計管理の明確化が求められ、それに伴う事務量と経費の増大という欠点も予想されますが、会計がより一層透明化することは、会員にとってむしろメリットになることが考えられます。

## 3. 一般社団法人の運営について

本学会が目指す一般社団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に遵守し、運営を執り行います。通常、一般社団法人の最終的な議決権は社員総会にあるため、学会を運営する執行体制が現在とは名称や役割が若干変更され、法人の運営は「社員」によって構成されることとなります。本学会の場合は、社員総会が現在の評議員会に相当することとなります。また、現在の総会は会員集会として意見交換を行う場として設置されることが予想されます。



## 4. 今後の法人化に向けたスケジュールについて

本学会ホームページなどを通じて、順次ご説明を加える予定です。そこでは本学会の特徴をふまえて、役員を選任、職務、任期等、財団法人の機関設計や法人を運用するための規則、定款についても説明いたします。尚、法人化された場合も学術集会や研修会、セミナーへの参加、研究発表、論文掲載などの、会員の基本的な権利の変更はありません。今後は社会的信用を一層高めた学術団体として、さらなる発展を目指したいと考えておりますので、ご理解宜しくお願いします。